最終更新日：2015年7月9日

株式会社チノー
代表取締役社長 苅谷 嵩夫
問合せ先：経営企画本部長兼社長室長 斉藤 卿是
証券コード：6850
http://www.chino.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を充分認識し、健全で公正な企業倫理観を共有し、計測・制御・監視の特長ある技術で産業・社会に役立つ商品・サ
ービスを提供することを企業経営の基本としております。
当社のコーポレートガバナンスは、この基本方針に基づき経営の組織体制を整え、効率的な企業運営を行うことを目的としております。 現行の取締役会、監査役会は有効にその機能を発揮しているものと認識しておりますが、今後いっそうのガバナンス強化を図ってまいりたいと考えております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
チノー取引先持株会	866,332	9.06
チノー従業員持株会	395,362	4.13
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	338,978	3.54
株式会社りそな銀行	260,000	2.71
株式会社ニッカトー	182,315	1.90
株式会社北浜製作所	182,315	1.90
日本生命保険相互会社	160,027	1.67
株式会社共和電業	140,000	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	118,700	1.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	103,600	1.08

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉池達悦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びｆのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉池達悦	○	平成２７年２月まで、当社と同一の計測器業界の日置電機株式会社に、取締役会長として在籍しておりました。	経営者としての経験と幅広い見識があり社外取締役として相応しい

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は連絡会議を定期開催（年２回）するほか、必要に応じて情報、意見の交換を行い、監査体制の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大澤眞輔	他の会社の出身者													
原沢隆三郎	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大澤眞輔	○	主要取引銀行の出身者	企業経営の経験があり経営監視役として相応 しい
原沢隆三郎	○	主要取引銀行の出身者	企業経営の経験があり経営監視役として相応 しい

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関す	

る施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬及び役員賞与は各取締役の担当業務及び業績評価の結果を反映して決定されていますが、特定の評価項目数値に連動させる等の方法はとっておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（社内）の年間報酬総額 182百万円
監査役の年間報酬総額 25百万円（うち社外監査役 11百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬の額は、あらかじめ決められた基準額をベースに各年度の業績の評価結果を反映させて決定する方針をとっております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポート体制は監査役の要請により内部監査室のスタッフが補佐する体制をとっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、原則月1回開催され、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び取締役による職務遂行の監督が行われております。
取締役会を少人数の構成（平成27年6月30日現在8名）とすることにより、経営の意思決定の迅速化を図るとともに、企業経営の分野における豊富な経験と高い見識を持つ独立した社外取締役(1名)を招聘し、経営のモニタリング機能を充実しております。
また、取締役会の決定した事項を当該事業に精通した執行役員が実行することによって、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行う体制をとっております。
なお、機動的な意思決定のために、業務執行方針の協議機関である経営会議を定期的に開催して経営上の重要事項を審議しております。

監査役会は、社内出身の常勤監査役1名と社外監査役2名で構成され、監査計画を策定し、各監査役が取締役会その他重要な会議に出席するほか、本社及び主要な事業所、重要な子会社等の業務や財務状態等の調査を行って、取締役を含めた経営の日常的活動を監視しております。
また、会計監査人やグループ各社の監査役と連絡会議を定期的に開催して連携を図り、情報収集と監視体制の強化に努めております。
会計監査については、監査法人大手門会計事務所と監査契約を締結し、会計監査を受けております。
公認会計士の氏名等は、以下のとおりです。
指定社員 業務執行社員 植木 暢茂
指定社員 業務執行社員 根本 芳男
監査年数については、全員７年以内であります。
その他監査業務に係る補助者の公認会計士 ５名

内部統制機能としては、社長直属の部門として内部監査室を設け、専任者（２名）が本社各部門や各事業所の業務遂行、コンプライアンス等の監査を実施して、その結果を社長に報告し、必要に応じて改善勧告などの措置を行う体制をとっております。
なお、当社は、会社法第４２７条第１項の規定に基づいて、会社と社外取締役、会社と社外監査役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
取締役の報酬については、内規に従い決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であります。当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に区分して各機能の強化・迅速化を図ることを目的として、本年6月26日に執行役員制度を導入し、取締役の人数を削減しました。また、経営の監視・監督機能を一層強化

するため、社外取締役を1名選任しております。
社外取締役（１名）および社外監査役（２名）の選任に当たって、当社からの独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性基準を参考にして、当社と特段の人的・経済的な関係がなく、かつ高い見識と豊富な経験に基づき、当社の経営をモニタリングできる人物を選任しております。社外役員に対しては、当社との具体的な取引関係の有無を調査するなど、独立性を保持するために厳正かつ公正不偏の態度を常に要求するとともに、独立性の適格性を取締役会において確認しております。
この社外取締役および社外監査役は、取締役会の透明性の維持向上と適切な意思決定等ガバナンスの強化に貢献できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会終了後、株主懇談会を開催して、当社の経営方針、年度施策の概要等をご説明するとともに、ご意見・ご質問をいただく場を設けております。

２．ＩＲに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.chino.co.jp/ 開示情報：決算情報、適時開示資料、有価証券 報告書、四半期報告書	
IRに関する部署（担当者）の設置	ＩＲ担当：経営企画本部長兼社長室長 斉藤卿是	
その他	アナリスト、機関投資家等への個別訪問等によるＩＲの実施	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社会的責任を遂行するにあたり「チノービジネス行動基準」を制定し、法令・企業倫理遵守に努 めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、環境に配慮した事業活動に関して、廃棄物量の削減や製品に含有する有害物質を削減し、環境汚染を防止する活動を推進するとともに、環境的側面に加えて社会的側面の取組みの説明を掲載した「社会環境報告書」を社員全員およびグループ会社に配付することによって、意識の徹底を図っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。
（１）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの行動規範として、「チノービジネス行動基準」を定め、企業倫理の周知徹底、法令や定款違反行為を未然に防止する体制の整備を図るとともに、取締役に対しては、取締役会規定および関連規程により取締役の相互監視体制を強化する。
（２） 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会、経営会議およびその他の重要な会議における意思決定および決議にかかる情報等について、法令、定款ならびにその他の社内規程に基づき、紙面または記録媒体の状況に応じて適切に記録し、保存・管理する。
（３） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務執行に係るリスクならびに環境面・安全衛生面等、全社の想定されるリスクを抽出して評価、ウェイト付けを行い、リスク管理規程とリスク管理体制の整備を行う。また、不測の事態が発生した場合は社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止してこれを最小限に止める体制を整える。
（４） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
１ 取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役会から権限移譲をされた範囲において迅速な意思決定を行うとともに経営に関する重要事項の事前審議を行うために経営会議を定期的に開催する。
２ 経営計画のマネジメントについては、年初に策定された年度計画および中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のため活動し、その進捗状況を取締役会において報告する。
３ 組織規程、業務分掌規程および職務権限規程等により、職務および責任の所在ならびに執行手続きを明確化し意思決定の迅速化を図る。
（５） 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１「チノー内部統制憲章」および「チノービジネス行動規準」を定め、役職員に定期的なコンプライアンス研修を行って、使用人の職務執行が法令および定款に適合する体制を敷く。なお、違反行為を発見した場合に内部通報制度により報告する仕組みを周知徹底する。
２ 社長直轄の内部監査室が各部門の業務執行状況の監査を行い、監査結果を社長に報告するとともに、社内規程・内規等の整備や業務の適正な管理体制の維持、向上のための助言や提案を行う。
（６） 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制
イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制
・ グループ各社の取締役または監査役に当社役職員を派遣することにより当社が各社の業務の適正を監視する。
・ 四半期に1回以上グループ経営会議を開催し、各社の業務執行状況について各社の社長から報告を受けるとともに、重要事項については必要に応じて関係書類の提出を求める。
ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
・ 当社の内部監査室がグループ各社のリスク管理状況を監査し、監査結果を当社および子会社の社長に報告する。
・ 当社リスクマネジメント部門がグループ各社と定期的に連絡をとり、グループ各社におけるリスクの把握・分析・対応策の検討を行い、予防に努める。
ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「関係会社管理規程」を整備し、子会社の取締役等の職務が効率的に行われる体制を整備するとともに、グループ経営会議を通じてグループ全体の協力の推進と業務の整合性の確保を図る。
ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・ 当社グループ全体の行動規範である「チノービジネス行動規準」の運用を徹底し、子会社の役職員に定期的なコンプライアンス研修を行う。なお、違反行為を発見した場合に内部通報制度により当社リスクマネジメント部門および関係会社を管理する部門に報告される仕組みを整備する。
・ 当社内部監査室が各社の業務執行状況の監査を行い、社内規程・内規等の整備や業務の適正な管理体制の維持、向上のための助言や提案を行う。
（７） 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の設置が必要になった場合またはその求めが監査役からなされた場合、監査役と協議のうえ、専任または内部監査室と兼務する使用人を配置する。なお、当該使用人が監査役を補助すべき業務を行う際は、監査役の指揮命令下に置く。
（８） 使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役の指示に従って行った報告等により、不利益を被ることを禁止する。なお、当該使用人の人事考課等については監査役会の同意を得たうえで決定する。
（９） 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
１ 当社の取締役および監査役補助者を含む使用人は、法定事項その他当社および当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項または重要な会議で決定された事項もしくはコンプライアンス・リスクに関する事項等を遅滞なく監査役に報告する。
２ 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
・内部統制システムに関わる部分の活動状況
・子会社等の監査役および内部監査室の活動状況
・重要な会計方針、会計基準およびその変更
・業績および業績見通しの発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用および通報内容
・監査役から要求された会議議事録等の回付の義務付け
（１０）子会社の取締役、監査役、使用人等から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制
１ 子会社の取締役および監査役補助者を含む使用人が、当社の取締役および監査役補助者を含む使用人に法定事項その他当社および当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項または重要な会議で決定された事項もしくはコンプライアンス・リスクに関する事項等を報告した場合、当社の取締役および監査役補助者を含む使用人は当該事項を遅滞なく監査役に報告する。
２ 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
・内部統制システムに関わる部分の活動状況
・子会社等の監査役および内部監査室の活動状況
・重要な会計方針、会計基準およびその変更
・業績および業績見通しの発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用および通報内容
・監査役から要求された会議議事録等の回付の義務付け
（１１）監査役に報告をした者が報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社グループの取締役および監査役補助者を含む使用人が当社監査役に報告を行った場合、当該報告をしたことによって不利な取り扱いをしない。
（１２）監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還その他の当該職務の執行について発生する費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行に関して生ずる費用について、前払いまたは事後償還を請求したときは、当該職務の執行または請求に係る費用が当該監査役の職務に必要ないと判断される場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
（１３）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席するほか、本社および主要な事業所、重要な子会社等の業務や財務状況等の調査を行い、また、会計監査人、内部監査人、グループ各社の監査人との連絡会議を定期開催してそれぞれ監査内容について説明を受けるとともに情報交換を行うなど連携を図る。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、その基本方針を「チノービジネス行動基準」に定め、リスク・マネジメント部が中心になって社員全員に対し周知徹底を図っております。また、人事部、財経部と連携をとり、平素より関係行政機関からの情報収集に努めるとともに、法律の専門家と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しております。

Ⅴ その他

１．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

【適時開示体制概要書】

当社は、当社及び当社グループ会社等に関する重要情報を投資者に公正・公平かつ適時に行うことを基本姿勢として、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示すべき重要な情報を網羅的に把握・管理し、適時・適切に開示するために、以下の体制を敷いています。

１．重要な決定事実に関する情報及び決算情報の開示

決定事実に関する情報及び決算情報については、当社の取締役会・経営会議の決議後または、代表取締役会長及び代表取締役社長の確認後、速やかに情報取扱責任者を通して開示しております。

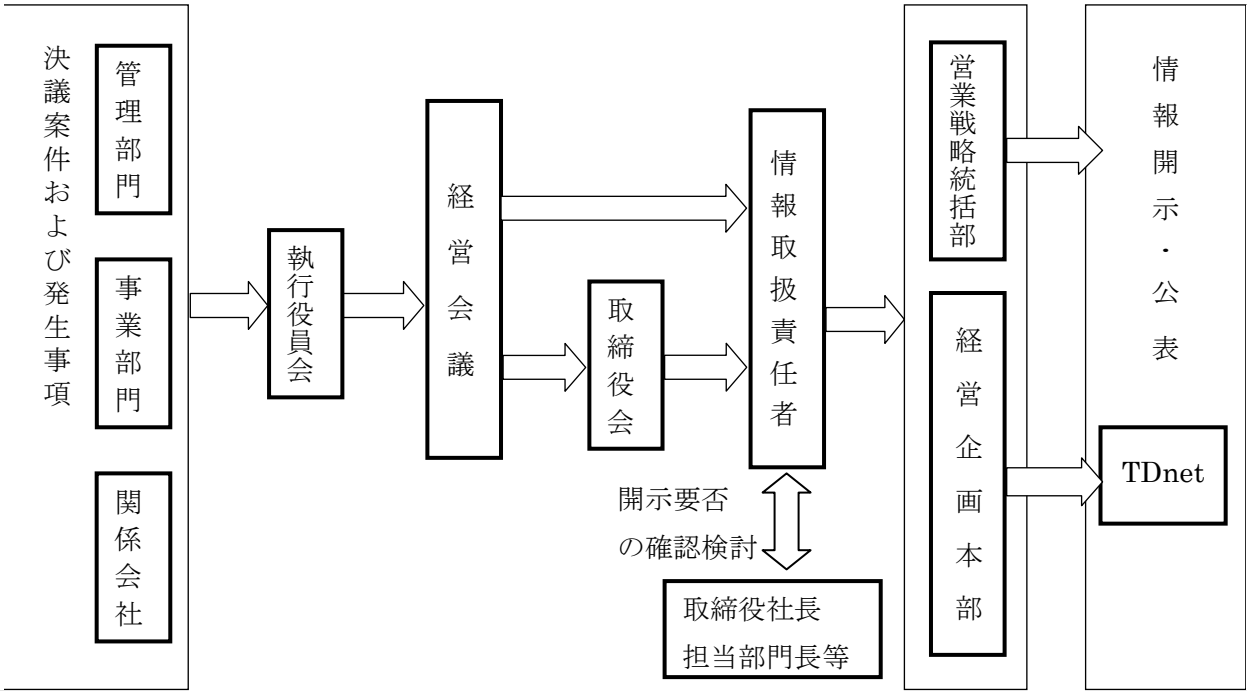
２．重要な発生事実に関する情報の開示

発生事実に関する情報については、社内各部署、各種委員会、子会社等からの報告に基づき、代表取締役会長及び代表取締役社長が開示の必要性を協議し、判断して、遅滞なく情報取扱責任者を通して開示する体制を構築しております。

３．情報取扱責任者及び開示方法

情報取扱責任者には取締役を選任し、情報管理の徹底を図っております。また、開示方法については、東京証券取引所のＴＤｎｅｔにて開示し、必要に応じて東京証券取引所内の記者クラブにて資料配布するほか、当社ホームページに掲載しております。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。



当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実については、経営会議や取締役会において報告または検討決議の後、迅速かつ公平な会社情報を開示する体制を整えております。

また、開示にあたっては株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要か否かを情報取扱責任者を中心に社長および関係者（担当部長等）が検討し、正確かつ適正な情報開示に努めております。